

平成16年第1回佐渡市議会臨時会会議録(第4号)

平成16年5月7日(金曜日)

議事日程(第4号)

平成16年5月7日(金)午後4時26分開議

- 第1 委員長報告、質疑、討論、採決(議案第1号~議案第24号)
- 第2 議会選第3号
- 第3 人事案件の上程、質疑、討論、採決(議案第25号~議案第37号)
- 第4 発議案第4号
- 第5 議会議第4号
- 第6 発議案第5号
- 第7 議会議第5号
- 第8 発議案第6号
- 第9 議会議第6号
- 第10 発議案第7号
- 第11 議会議第7号
- 第12 発議案第8号
- 第13 議会議第8号
- 第14 発議案第9号
- 第15 議会議第9号
- 第16 委員会の閉会中の継続審査の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(59名)

1番	松本展国君	2番	大石惣一郎君
3番	本間勘太郎君	4番	中村剛一君
5番	臼杵克身君	6番	島倉武昭君
7番	木村悟君	8番	稲辺茂樹君
9番	金田淳一君	10番	臼木優君
11番	山本伊之助君	12番	浜田正敏君
13番	廣瀬擁君	14番	大谷清行君
15番	小田純一君	16番	末武栄子君
17番	小杉邦男君	18番	池田寅一君
19番	大桃一浩君	20番	中川隆一君

22番	岩	崎	隆	寿	君	23番	高	野	庄	嗣	君
24番	羽	入	高	行	君	25番	中	村	良	夫	君
26番	石	塚	一	雄	君	27番	若	林	直	樹	君
28番	田	中	文	夫	君	29番	金	子	健	治	君
30番	村	川	四	郎	君	31番	高	野	正	道	君
32番	名	畑	清	一	君	33番	高	志	正	敏	君
34番	金	山	教	勇	君	35番	白	木	善	祥	君
36番	渡	邊	庚	二	君	37番	佐	藤		孝	君
38番	金	光	英	晴	君	39番	葛	西	博	之	君
40番	猪	股	文	彦	君	41番	川	上	龍	一	君
42番	本	間	千佳	子	君	43番	大	場	慶	親	君
44番	金	子	克	己	君	45番	大	本	武	雄	君
46番	根	岸	勇	雄	君	47番	大	本	野	秀	夫
48番	近	藤	和	義	君	49番	熊	野	谷	夫	君
50番	本	間	勇	作	君	51番	祝		優	雄	君
52番	兵	庫		稔	君	53番	梅	澤	雅	廣	君
54番	竹	内	道	廣	君	55番	渡	部	幹	雄	君
56番	大	澤	祐治	郎	君	57番	肥	田	利	夫	君
58番	加	賀	博	昭	君	59番	岩	野	一	則	君
60番	浜	口	鶴	蔵	君						

欠席議員(1名)

21番 加藤 真 君

地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高	野	宏	一	郎	君	総務課長	親	松	東	一	君
市民課長	清	水	紀	治	君	企画情報課長	齋	藤	英	夫	君	
建設課長	佐	藤	一	富	君	水道課長	植	野	研	一	君	
農林水産課長	斉	藤		博	君	観光商工課長	齋	藤		正	君	
財政課長	浅	井	賀	康	君	社会福祉課長	熊	谷	英	男	君	
環境保健課長	仲	川	正	昭	君	医療課長	木	村	和	彦	君	
会計課長	粕	谷	達	男	君	農業委員会事務局長	渡	辺	兵	三	郎	

教育委員会 学校教育部 教育委員長	古 田 英 明 君	教育委員会 生涯学習課 教育長	松 田 芳 正 君
選挙管理 委員会 委員長	豊 原 久 夫 君	選挙管理 事務局 局長	石 瀬 佳 弘 君
消防長	西 村 泰 弘 君	両津支所長	仲 川 敏 明 君
相川支所長	加 藤 侑 作 君	佐和 田支所長	佐々木 文 昭 君
新穂支所長	大 平 三 夫 君	畑野支所長	中 川 義 弘 君
真野支所長	末 武 正 義 君	小木支所長	宇 治 秀 三 郎 君
羽茂支所長	逸 見 政 義 君	赤泊支所長	菊 地 賢 一 君
	青 木 典 茂 君		中 川 逸 郎 君

事務局職員出席者

事務局長	佐々木 均 君	事務局次長	山 田 富 巳 夫 君
議事調査 係長	中 川 雅 史 君	庶務係長	加 賀 千 年 君

午後 4時26分 開議

○議長（浜口鶴蔵君） 本日の会議を開きます。

会議時間の延長

○議長（浜口鶴蔵君） ここで議事の都合により延刻します。

○議長（浜口鶴蔵君） 暫時休憩します。

午後 4時26分 休憩

午後 9時09分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 会議を再開いたします。

日程第1 委員長報告、質疑、討論、採決（議案第1号～議案第24号）

○議長（浜口鶴蔵君） 日程に従い、総務文教常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。
総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 葛西博之君登壇〕

○総務文教常任委員長（葛西博之君） 総務常任委員会に付託されました案件についてご報告いたします。
平成16年5月7日。佐渡市議会議長、浜口鶴蔵様。総務文教常任委員会委員長、葛西博之。
委員会審査報告書。

当委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告
します。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市役所の位置を定める条例ほか314件の条例）。
本案は、佐渡市の設置に伴い、行政を運営する上において必要な315件の条例の制定について、地方自治
法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたものにつき、同条第3項の規定により報告し、その承認
を求めるものであります。別紙のとおり意見を付して審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定
しました。

議案第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成15年度佐渡市一般会計暫定予算ほか13件の暫
定予算）。本案は、3月1日の新市発足に伴い、佐渡市の予算を編成する必要が生じたことから、旧市町
村等の平成15年度における未収金及び未払い金等について一般会計、特別会計及び企業会計14件の暫定予
算を編成し、3月1日付で市長職務執行者において専決処分を行ったものであります。審査の結果、原案
どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第3号 専決処分の承認を求めることについて（新潟県市町村総合事務組合への加入）。本案は、
地方自治法第286条第1項の規定により、佐渡市が職員の退職手当の支給等、事務の一部を共同処理し効
率化を図るため、平成16年3月1日から新潟県市町村総合事務組合に加入することについて専決処分をし
たものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第4号 専決処分の承認を求めることについて（新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団

体の数の減少及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更)、議案第5号 専決処分の承認を求めることについて(新潟県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増加及び新潟県市町村総合事務組合規約の変更)。以上2案は、地方自治法第286条第1項の規定により、平成16年4月1日に阿賀野市が新設されたことに伴い、新潟県市町村総合事務組合を構成する地方公共団体の数の増減および規約の変更を行うことについてそれぞれ専決処分したものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第6号 専決処分の承認を求めることについて(市町村合併に伴う佐渡土地開発公社定款の一部変更)。本案は、公有地の拡大の推進に関する法律第14条第2項の規定により、佐渡市設置に伴い佐渡土地開発公社の定款について、公社の名称や設立団体等の変更が必要となったため、専決処分したものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第7号 専決処分の承認を求めることについて(佐渡市指定金融機関の指定)。本案は、佐渡市の設置に伴い、公金の収納又は支払いの事務を取り扱わせるために置く金融機関の指定について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものに付きまして、同条第3項の規定により報告し、その承認を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第8号 専決処分の承認を求めることについて(字の名称変更)。本案は地方自治法第260条第1項の規定により、佐渡市区域内の字の名称を変更し、平成16年3月1日から施行することについて、専決処分したものであります。審査の結果、別紙のとおり意見を付して原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第9号 専決処分の承認を求めることについて(両津市若者定住奨励事業に関する条例の一部を改正する条例)。合併前の両津市で行っていた若者定住奨励事業については、佐渡市において、事業をそのまま継続するものと廃止するものがあるため、当該条例の一部を改正するものであります。主な改正内容は、1、若者結婚奨励事業、出産奨励事業及び住宅取得奨励事業以外の事業は、平成16年3月1日から廃止すること。2、若者結婚奨励事業、出産奨励事業については、平成16年4月1日から廃止すること。以上2点の改正を行うものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第10号 専決処分の承認を求めることについて(佐渡市税条例の一部を改正する条例)。本案は、平成16年度の「地方税法の一部を改正する法律」が去る3月26日可決成立し、同31日に法律第17号で交付されたことに伴い、佐渡市税条例の一部を改正し、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第11号 専決処分の承認を求めることについて(佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)。本案は、平成16年度の「地方税法の一部を改正する法律」が去る3月26日可決成立し、同31日に法律第17号で交付されたことに伴い、佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正し、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第12号 専決処分の承認を求めることについて(佐渡海洋深層水ブランドの使用に関する条例)。本案は、佐渡海洋深層水の4月1日からの分水にあわせ、同日から、商品登録された佐渡海洋深層水ブランドマークについて、同日から使用できるようにするための条例を、地方自治法第179条第1項の規定に

より専決処分したものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第13号 専決処分の承認を求めることについて（市町村合併に伴う佐渡市国民健康保険税条例の適用の特例措置に関する条例）。本案は、佐渡市の設置に伴い、国民健康保険税を運営する上において必要な条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したものとつきまして、同条第3項の規定により報告し、その承認を求めるものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第15号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市立学校設置条例の一部を改正する条例）。本案は、生徒数の減少等により平成16年3月31日をもって深浦中学校を廃止し、小木中学校に統合することに伴い、佐渡市立学校設置条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会が成立していないため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分したものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第18号 専決処分の承認を求めることについて（両津市長等の退職手当に関する条例を廃止する条例）、議案第19号 専決処分の承認を求めることについて（両津市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止する条例）、議案第20号 専決処分の承認を求めることについて（両津市職員の退職手当に関する条例を廃止する条例）。以上3議案は、旧両津市特別職等が市町村合併により失職及び旧両津市職員のうち、定年等で市町村合併前に退職した者の退職手当を支給のため、この条例を暫定施行させたものであります。この度、退職手当の支給が完了し、条例の目的を達成したので地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第21号 専決処分の承認を求めることについて（平成15年度佐渡市一般会計暫定補正予算 第1号）。本案は、3月1日付けで専決処分した佐渡市一般会計暫定予算に、合併市町村補助金の採択があったことにより、庁舎の周辺整備経費及び庁用車購入費を措置する必要のため補正予算を編成し、3月19日付けで市長職務執行者において専決処分を行ったものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第22号 専決処分の承認を求めることについて（平成15年度佐渡市一般会計暫定補正予算 第2号ほか7件の暫定補正予算）。本案は、専決処分した佐渡市一般会計暫定予算ほか7件の暫定予算について、各課等で内容を精査し、予算の過不足が予想される部分について補正予算を編成し、3月30日付けで市長職務執行者において、専決処分を行ったものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第23号 専決処分の承認を求めることについて（平成15年度佐渡市松ヶ崎財産区特別会計暫定予算及び平成15年度佐渡市真野財産区特別会計暫定予算）。本案は、3月1日の佐渡市発足後において旧松ヶ崎財産区特別会計及び旧真野財産区特別会計において余剰金等の発生が想定されたことから、予算編成をする必要が生じ、3月30日付けで市長職務執行者において専決処分を行ったものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

議案第24号 専決処分の承認を求めることについて（平成16年度佐渡市一般会計暫定予算ほか12件の暫定予算）。本案は、地方自治法施行令第2条の規定に基づき、佐渡市の各会計予算が成立するまでの間に

必要と見込まれる収支について、暫定予算を編成し4月1日付けで市長職務執行者において専決処分を行ったものであります。また、暫定予算の期間は平成16年4月1日から同年6月30日までの3ヶ月間を原則として編成したものであります。審査の結果、原案どおり可決すべきものとして決定しました。

別紙、意見。議案第1号。佐渡市職員定数条例第2条第2項議会事務局の職員定数は、10人が望ましい。条例全般にわたり字句について誤りが見受けられる、又新市の実態に合わせて見直すことが必要と料する。

なお、厚生常任委員会から次のとおり意見が付されておりますので、ご報告いたします。

厚生常任委員会の意見であります。議案第1号 専決処分の承認を求めることについての意見であります。本議案に含まれる「佐渡市高齢者等福祉保健審議会条例」及び「佐渡市立相川病院運営協議会条例」に基づく委員は、本来広く住民の意見を聞くという制定趣旨からも一般市民の中から最適任者を委嘱すべきであり、市議会議員を選任することは適当でないと思料する。

議案第8号。地域住民の意向を十分に尊重するよう望む。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） 総文の委員長に質問させていただきます。

内容につきましては、先般執行部に対する質疑を行いましたので、細かいことは申し上げませんが、きょうこれだけ遅くなった一端には、税務課が市民課から分かれてないというところに総文の守備範囲が広い、これが一つの要因であるということは執行部にも一定の責めがあると思います。したがって、私が質疑で申し上げましたように税務課は市民課から離して単独にすべきだということについて、どのように審査をされたか。

二つ目ですけれども、観商課となっている。質疑において、観光を重視したいということではありますが、観光を独立させるべきではないかと私は考えますが、総文においてはどのような審査をされましたか。

三つ目については、これも質疑で申し上げましたが、防犯、防災ということは企画情報課の守備範囲と絡むところがあると思うのですけれども、この辺についてどのように審査されましたか。

次に、支所及び出張所設置条例についてですが、市民から吉井連絡所は5分かからないところに職員を置いているということで、職員がいると思ったわけですけれども、他の出張所と同じように民間委託されているということではありますが、いずれにしてもこういうところに吉井連絡所を置く必要はないと私は考えますが、どのように審査をされましたか。

さらに、非常勤特別職の報酬及び費用弁償に関する条例についてですが、これも質疑で私は執行部にお聞きしましたがけれども、一島一市になり、そして同じ仕事をしているのに、いまだに報酬に大きく差がある旧町村があるということは、市民から見るとまことに不可思議、不合理であると言われてもやむを得ないところがあると思うのですが、この条例についてどのように審査をされましたか。

次に、議案第20号 両津市職員の退職手当に関する条例を廃止する条例についても、この前質疑で申し上げましたように、本来は財政力が弱い町村が行う方式をあえて7万都市になった佐渡市が行わなければ

ならない。新潟県の21市の中でも町村が合併した阿賀野市しか行っていないものを7万都市の我が佐渡市がどうしてそうしなければならないか。このことについてもどのように審査されたか。また、改正の方向になるような審査をされたかについてお尋ねいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（葛西博之君） 猪股議員にお答えをいたします。

税務課は必要でないかというふうなことからご質問がございますが、冒頭に猪股委員長からもお話がありましたように、今回総務文教常任委員会に付託された案件が非常に多くございました。限られた時間の中での審査ということで、駆け足で行った部分はあるかとは思いますが、この案件に関して審査中に協議したわけでございますが、本会議において市長が答弁されましたように、この合併の意義というものが行政をスリム化する。そして、健全財政を維持する。そういったことから、課を多くつくるということもどうかというふうな考え方もあるというふうな協議はいたしておりますが、この行政組織に関しては市長に属するところであるということで、協議にとどめてあります。

また、観光課を独立させるべきではないかというふうなことでございますが、佐渡島、観光の島として全島民がそういう一致した考え方を持っているのは承知の上で、そのようなことも考えるのが妥当ではないかというふうな意見はありましたが、総務文教常任委員会としてそれを取りまとめるには至ってはおりません。

防犯、防災に関して企画情報課に入れるべきではないかという部分に関しては、審査はいたしませんでした。

支所及び出張所設置条例につきましてですが、設置条例まででありましたので、連絡所に関しては審査をいたしませんでした。

非常勤の特別職の報酬及び費用弁償に関する条例、これに関しましては他にも一律統一されていない、そういった費用弁償、報酬等がございました。そういったところで審査をしたわけですが、農業委員会に関しては17年の7月19日が現在の委員が任期満了になる。その後統一されるであろうというふうな結論をいただいております。他にしましては、ほぼ5年以内に統一を目指すというふうな回答を得ております。

両津市職員の退職手当に関する条例を廃止する条例についてであります。これは大変議論はさせていただきましたが、両津市さんのシステムを他の旧9町村において導入するのか、あるいはその逆でいくのか、その場合の費用負担はどうなるのかというふうな議論、あるいは勉強させていただきましたが、これに対する結論というものは委員会では取りまとめをしておりません。

以上であります。

○議長（浜口鶴蔵君） 2回目の質疑を許します。

猪股文彦君。

○40番（猪股文彦君） 臨時議会という限られた時間ですから、今総文の委員長が言われたことを了といたしますけれども、まず税務課が必要でないかというのは組織上の問題の中で行政に聞けばわかると思うのですが、総務課の中に所属しているというふうに私は認識しているのですが、そうすれば総務課というところがあるわけですから、組織全体を見直す条例ですから、そこに行政組織条例の中の出張所のところに

……失礼。2番目です。吉井連絡所のことですけれども、ないといってもそのことは通らないのではないかと思います。6月議会もあり、十分時間がとれると思うので、そこでご検討いただきたいと思います。また、質問の仕方が悪くて失礼しましたが、総務課については委員長今おっしゃったように守備範囲が広く、市民課のそれぞれの守備範囲を見ると、税務課として分けても十分やっていける。逆に今総務文教委員長がおっしゃったように、行政改革の中で税務課を減らすことによってスリム化するとすれば、支所における税務課も市民課の中に入れるのが合理的だと思うのですが、それはしていない。これは、全く整合性のないことだと思うのですが、これも6月議会でもう一度ご議論をいただきたい。

それから、農業委員会については一応それは了としますけれども、もう一つ、職員退職手当について、両津市のにするか9カ町村のにするかというふうな、そういう幅の狭い議論ではなくて、7万都市として、市としてどういうふうな形が正しいのか、合理的なのかというところを総文としては当然議論されるべきものだと思うのですが、委員長、この短い時間で守備範囲の広いところをご苦労されて、長い時間審査をされておりましたので、あえてここで再質問はいたしませんけれども、これももう一度6月議会で腰を据えて議論をしていただきたい。繰り返しますが、両津市の方法をとるのか9カ町村の方法をとるのかなどという、そういう幅の狭い選択の仕方をするべきではないと考えますので、ぜひご議論をいただきたいと思います。答弁は要りませんので、よろしく願いいたします。

終わります。

○議長（浜口鶴蔵君） 猪股文彦君の質疑は終わりました。

次に、金光英晴君から質疑の申し出があります。発言を許します。

金光英晴君。

○38番（金光英晴君） 総文の委員長の委員長報告の中には、新市の実態に合わせて見直すことというふうな表現がありますがけれども、具体的な説明をしていただくようお願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（葛西博之君） 金光議員にお答えをいたします。

新市の実態という内容でございますが、たくさんの条例そのものが、あるいは施設等々が旧10カ市町村よりのそのまま持ち寄ったものであるというふうなことが考えられます。したがって、先ほど猪股議員さんもおっしゃったように、佐渡市でどうなのかというふうな考え方が必要であるということで、今後佐渡市の実態というもの、住民のニーズというもの、そういったものをあわせて今後検討する必要があるというふうなことで、具体的な施設研修等々も当委員会としては今後計画していくというふうな意見の一致を見ておるところでございます。

以上です。

○議長（浜口鶴蔵君） 金光英晴君。

○38番（金光英晴君） 公務員というのは、法律によってしか動けないわけです。そうしますと、悪法でも条例が制定されていれば、実態とそぐわない条例であれば、それでしか行政は進まないということになります。こういった状況を長く放置しておくことは、佐渡市今後の発展にも非常に大きな問題になるかと思えます。こういった意見をつけるのであれば、やはり期限を切った意見を付すべきではないかという思

いがします。この点については、いかがお考えでしょうか。

○議長（浜口鶴蔵君） 答弁を許します。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（葛西博之君） 見直しに期限を切れというふうなご意見でございますけれども、大変今回先ほども申しましたように限られた時間での審査の中で具体的なところまで突っ込めなかったというところであります。また、期限を切れというふうなことでございますが、これも今後初めての、私ども議員も初めてでございます。職員の皆様方も大きな7万都市を動かしていくのが初めてでございます。そういったことで、期限をまだ切る段階、切れる段階、判断する段階ではないかと、かように思っております。16年度の通年予算が出る6月定例会において、再度こういったことを審議してまいりたいと、そのように考えます。

○議長（浜口鶴蔵君） 金光英晴君。

○38番（金光英晴君） 短時間の中、膨大な審議をしていただいたご苦勞は認めるわけですが、やはり先ほども申しましたように条例でしか動けないわけですから、やはりそういった部分を早急にやる必要があると、そういうことでありますし、それから先ほども申しましたけれども、実態がそぐわないという指摘があれば、やはりそういったところをきちっとわかるようなことで意見を付すべきであると私は考えております。今後こういった意見をつけるのであれば、行政にもわかりやすい意見をつけて、言っていただきたいということを要望しておきます。答弁は要りません。

○議長（浜口鶴蔵君） 金光英晴君の質疑は終わりました。

これで通告による質疑は終わりました。

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、討論の通告はありませんので、討論はないものと認めます。

これより総務文教常任委員会に付託の件について、挙手により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（浜口鶴蔵君） 挙手多数です。

したがって、総務文教常任委員会に付託の件は委員長報告のとおり可決されました。

日程に従い、厚生常任委員会に付託した案件について委員長の報告を求めます。

厚生常任委員長。

〔厚生常任委員長 熊谷 実君登壇〕

○厚生常任委員長（熊谷 実君） 委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果次のとおり決定したので、会議規則第102条の規定に基づき報告します。

議案第14号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例）。本案は、平成16年4月1日から家電リサイクル法施行令の一部が改正され、特定家庭用機器廃棄物について、その適正な処理及び資源の有効な利用を一層促進するため、電気冷蔵庫を特定家

庭用機器に加えるとともに、フロン類対策の強化を図る観点から、その再商品化の実施と一体的に行うことが特に必要かつ適切である事項を拡充するため、佐渡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する必要が生じ、専決処分したものであります。審査の結果、原案どおり承認すべきものとして決定しました。

議案第16号 専決処分の承認を求めることについて（畑野町ゲートボール場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例）、議案第17号 専決処分の承認を求めることについて（佐渡市畑野ゲートボール場条例）。本案は、畑野地区9箇所に設置され、それぞれ当該区に管理委託されていたゲートボール場のうち、畑野ゲートボール場については、介護予防拠点整備補助事業により屋根・便所等の整備がなされた結果、利用者及び利用度が飛躍的に増加したため、地元の畑野区では管理しかねる状態となったとして、佐渡市直営の施設として市が管理するため、畑野町ゲートボール場の設置及び管理に関する条例の一部を改正するとともに、畑野ゲートボール場を管理するための新条例の制定を専決処分したものであります。審査の結果、原案どおり承認すべきものとして決定しました。

○議長（浜口鶴蔵君） ただいまの委員長報告に対する質疑の通告はありません。

質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入るのでありますが、討論の通告はありませんので、討論はないものと認めます。

これより厚生常任委員会に付託の件について、挙手による採決いたします。

本案に対する委員長の報告は承認です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（浜口鶴蔵君） 挙手多数です。

したがって、厚生常任委員会に付託の件は委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 議会選第3号

○議長（浜口鶴蔵君） 議会選第3号 佐渡市選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することとしたいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定いたしました。

佐渡市選挙管理委員会委員に川島一三君、本間唯史君、林千隆君、松本伸君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を佐渡市選挙管理委員会委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名した川島一三君、本間唯史君、林千隆君、松本伸君、以上の方が佐渡市選挙管理委員に当選されました。

佐渡市選挙管理委員補充員には次の方を指名します。第1順位、川上明男君、第2順位、深野義彦君、第3順位、斎藤泰義君、第4順位、加藤郁次郎君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名した方を佐渡市選挙管理委員会補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました第1順位、川上明男君、第2順位、深野義彦君、第3順位、斎藤泰義君、第4順位、加藤郁次郎君、以上の方が佐渡市選挙管理委員補充員に当選されました。

日程第3 人事案件の上程、質疑、討論、採決（議案第25号～議案第37号）

○議長（浜口鶴蔵君） 議案第25号 佐渡市教育委員会委員の任命について議題とします。

提出者の説明を求めます。

高野市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） それでは、佐渡市教育委員会委員の任命についてご説明させていただきます。議案第25号から議案第29号までは関連しておりますので、一括してご説明申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令第18条の規定により、3月1日に臨時に選任された教育委員の任期が同条第2項の規定により、本議会の会期末までとなっております。つきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、佐渡市教育委員会委員の任命について議会の同意をいただくように求めるものでございます。

委員のお名前は、議案第25号が石瀬佳弘氏、議案第26号は古藤宗雄氏、議案第27号は加藤恭子氏、議案第28号は豊原久夫氏、議案第29号は中川哲昌氏の5名でございます。皆さんそれぞれに識見、経験に富む方々でございますので、よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（浜口鶴蔵君） これから質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

石瀬佳弘君は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象になりますので、退場を求めます。

〔教育長 石瀬佳弘君退席〕

○議長（浜口鶴蔵君） これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第25号 佐渡市教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（浜口鶴蔵君） 挙手多数です。

したがって、議案第25号 佐渡市教育委員会委員の任命については同意することに決定しました。

議案第26号 佐渡市教育委員会委員の任命について議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第26号 佐渡市教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件について同意することに……

〔議長、議事進行でお願いをいたしたいんですが、よろしいですか。せっかく本人が任命されたというのであるならば、除斥を解いて席へ戻してやると、これが紳士的な扱いであります〕と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 申しわけありません。そのようにさせていただきます。

石瀬佳弘君、入っていただけますか。

〔教育長 石瀬佳弘君入場〕

○議長（浜口鶴蔵君） 失礼いたしました。

議案第26号 佐渡市教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（浜口鶴蔵君） 挙手多数です。

したがって、議案第26号 佐渡市教育委員会委員の任命については同意することに決定しました。

議案第27号の質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第27号 佐渡市教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（浜口鶴蔵君） 挙手多数です。

したがって、議案第27号 佐渡市教育委員会委員の任命については同意することに決定しました。

議案第28号 佐渡市教育委員会委員の任命について議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第28号 佐渡市教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件について同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（浜口鶴蔵君） 挙手多数です。

したがって、議案第28号 佐渡市教育委員会委員の任命については同意することに決定しました。

議案第29号に質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第29号 佐渡市教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（浜口鶴蔵君） 挙手多数です。

したがって、議案第29号 佐渡市教育委員会委員の任命については同意することに決定しました。

〇市長（高野宏一郎君）

〇市長（高野宏一郎君）

〇議長（浜口鶴蔵君）

〇議長（浜口鶴蔵君）

議案第30号から議案第35号まで一括して提案の説明

をお願いします。

市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

〇市長（高野宏一郎君） 失礼しました。

議案第30号から議案第35号までは関連した議案でございますので、一括して説明させていただきます。本案は、地方税法第423条第3項の規定により、佐渡市固定資産評価審査委員会委員6名の選任について議会の同意を求めるところでございます。それぞれに識見、経験ともにごくすぐれておられるというふうにお認め申し上げて、ご提案します。

議案第30号は臼杵満氏、議案第31号は中川進氏、議案第32号は齋藤精治氏、議案第33号は本間俊一氏、議案第34号は菊地貞次氏、議案第35号は葛野敬一氏、これら6名でございます。よろしくご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

〇議長（浜口鶴蔵君） 議案第30号 固定資産評価審査委員、これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇議長（浜口鶴蔵君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第30号 佐渡市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（浜口鶴蔵君） 挙手多数です。

したがって、議案第30号 佐渡市固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定しました。

議案第31号 佐渡市固定資産評価審査委員会委員の選任について議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第31号 佐渡市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（浜口鶴蔵君） 挙手多数です。

したがって、議案第31号 佐渡市固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定しました。

議案第32号の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第32号 佐渡市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（浜口鶴蔵君） 挙手多数です。

したがって、議案第32号 佐渡市固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定しました。

議案33号の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第33号 佐渡市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（浜口鶴蔵君） 挙手多数です。

したがって、議案第33号 佐渡市固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定しました。

議案第34号の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第34号 佐渡市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（浜口鶴蔵君） 挙手多数です。

したがって、議案第34号 佐渡市固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定しました。

議案第35号の質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第35号 佐渡市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（浜口鶴蔵君） 挙手多数です。

したがって、議案第35号 佐渡市固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定しました。

議案第36号及び議案第37号、2議案について関連がありますので、一括して提案説明を願います。提出者の説明を求めます。

市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） 議案36号と議案第37号は関連した議案でありますので、あわせて説明させていただきます。

佐渡市監査委員の選任、本案は地方自治法第196条第1項の規定により、佐渡市監査委員の選任について議会の同意を求めるものでございます。

委員のお名前は、議案第36号が清水一次氏、議案第37号は池田寅一氏でございます。ご両人とも識見、経験ともにすぐれておられます。よろしくご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（浜口鶴蔵君） 議案36号 監査委員、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

〔「議長、議事進行。これやっぱり習慣づけてください。佐渡市監査委員の選任についてを議題といたしますということで初めて上程になるんです。そこまであなたは言い切っていない。したがって、中途半端な提案になっておるんです。だから、それはしょうがなく皆さん同意をしておりますが、正式な上程をしっかりと皆さんにご報告をして、議題にしてからやってください」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） わかりました。

議案第36号 監査委員、これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第36号 佐渡市監査委員の選任についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（浜口鶴蔵君） 挙手多数です。

したがって、議案第36号 佐渡市監査委員の選任については同意することに決定しました。

議案第37号 佐渡市監査委員の選任についてを議題とします。

池田寅一君は、地方自治法第117条の規定により除斥の対象になりますので、退場を求めます。

〔18番 池田寅一君退席〕

○議長（浜口鶴蔵君） これから質疑を行います。質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第37号 佐渡市監査委員の選任についてを採決します。

この採決は挙手によって行います。

本件について同意することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（浜口鶴蔵君） 挙手多数です。

したがって、議案第37号 佐渡市監査委員の選任については同意することに決定しました。

池田寅一君の入場を許します。

〔18番 池田寅一君入場〕

日程第4 発議案第4号

○議長（浜口鶴蔵君） 発議案第4号 佐渡市議会議会報編集特別委員会の設置についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

猪股文彦君。

〔40番 猪股文彦君登壇〕

○40番（猪股文彦君）

発議案第4号

佐渡市議会議会報編集特別委員会の設置について

佐渡市議会議会報編集特別委員会の設置について地方自治法第110条及び佐渡市議会委員会条例第6条の規定により別紙のとおり提出する。

平成16年5月7日

提出者	佐渡市議会議員	猪 股 文 彦
賛成者	佐渡市議会議員	石 塚 一 雄
〃	〃	大 桃 一 浩
〃	〃	稲 辺 茂 樹
〃	〃	祝 優 雄
〃	〃	金 子 克 己
〃	〃	近 藤 和 義

” ” 小 田 純 一
” ” 本 間 千 佳 子

提案理由の説明、発議案第4号 佐渡市議会議会報編集特別委員会の設置についての提案理由を申し上げます。佐渡市議会の活動内容を広く市民に理解してもらうため、議会広報を発行するものとし、取材から編集、発行までの一連の作業を行うため、地方自治法第110条及び佐渡市議会委員会条例第6条の規定により特別委員会を設置するものであります。よろしくご賛同のほどお願いいたします。

内容につきましては、2ページにあるとおりでございます。よろしくお願いいたします。

佐渡市議会議会報編集特別委員会の設置について

地方自治法第110条及び佐渡市議会委員会条例第6条の規定により、次のとおり特別委員会を設置するものとする。

記

1 特別委員会の名称

佐渡市議会議会報編集特別委員会

2 付託事項

議会報の編集及び発行に関すること。

3 委員の定数

10人

4 期 間

議員任期が終了するまでの期間とし、議会閉会中も活動を行う。

5 費 用

予算の範囲内

○議長（浜口鶴蔵君） これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております発議案第4号は、佐渡市会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案第4号は委員会への付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略します。

引き続き会議で審議を行います。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議案第4号を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案第4号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議会議第4号

○議長（浜口鶴蔵君） 議会議第4号 佐渡市議会議会報編集特別委員会委員の選任についてを議題とします。

暫時休憩します。

午後10時17分 休憩

午後10時17分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。佐渡市議会議会報編集特別委員の選任については、佐渡市議会委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 異議なしと認めます。

したがって、佐渡市議会議会報編集特別委員会委員はお手元に配付した名簿のとおり選任することに決定しました。

暫時休憩します。

午後10時18分 休憩

午後10時19分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に行われた佐渡市議会議会報編集特別委員会における正副委員長の互選の結果について報告します。

委員長 30番 村川四郎君

副委員長 13番 廣瀬 擁君

以上です。

日程第6 発議案第5号

○議長（浜口鶴蔵君） 発議案第5号 佐渡市議会空港対策等交通問題特別委員会の設置についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

猪股文彦君。

〔40番 猪股文彦君登壇〕

○40番（猪股文彦君）

発議案第5号

佐渡市議会空港対策等交通問題特別委員会の設置について

佐渡市議会空港対策等交通問題特別委員会の設置について地方自治法第110条及び佐渡市議会委員会条例第6条の規定により別紙のとおり提出する。

平成16年5月7日

提出者	佐渡市議会議員	猪股文彦
賛成者	佐渡市議会議員	石塚一雄
"	"	大桃一浩
"	"	稲辺茂樹
"	"	祝優雄
"	"	金子克己
"	"	近藤和義
"	"	小田純一
"	"	本間千佳子

順番に読んでいきます。

佐渡市議会空港対策等交通問題特別委員会の設置について

地方自治法第110条及び佐渡市議会委員会条例第6条の規定により、次のとおり特別委員会を設置するものとする。

記

1 特別委員会の名称

佐渡市議会空港対策等交通問題特別委員会

2 付託事項

(1) 佐渡空港の整備促進及び空港用地取得等に関する事

(2) 離島佐渡の陸路・空路・海路全ての交通網の整備・促進に関する事

3 委員の定数

15人

4 期間

上記付託事項が終了するまでの期間とし、議会閉会中も活動を行う。

5 費用

予算の範囲内

提案理由の説明、発議案第5号 佐渡市議会空港対策等交通問題特別委員会の設置についての提案理由を申し述べます。現在佐渡空港拡張整備計画が進められていますが、離島振興、地場産業の促進等、市民が佐渡空港に求める期待は大きいものがあります。このことから、地方自治法第110条及び佐渡市議会委員会条例第6条の規定により、特別委員会の設置をするものであります。よろしくご賛同のほどお願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております発議案第5号は、佐渡市会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案第5号は委員会への付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略します。

引き続き会議で審議を行います。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議案第5号を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第7 議会議第5号

○議長（浜口鶴蔵君） 議会議第5号 佐渡市議会空港対策等交通問題特別委員会委員の選任についてを議題とします。

暫時休憩します。

午後10時24分 休憩

午後10時24分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。佐渡市議会空港対策等交通問題特別委員会委員の選任については、佐渡市議会委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 異議なしと認めます。

したがって、佐渡市議会空港対策等交通問題特別委員会委員はお手元に配付した名簿のとおり選任することに決定しました。

暫時休憩します。

午後 10 時 25 分 休憩

午後 10 時 25 分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に行われた佐渡市議会空港対策等交通問題特別委員会委員における正副委員長の互選の結果について報告します。

委員長 32番 名畑清一君
副委員長 12番 浜田正敏君
以上です。

日程第 8 発議案第 6 号

○議長（浜口鶴蔵君） 発議案第 6 号 佐渡市議会観光問題等調査特別委員会の設置についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

猪股文彦君。

〔40番 猪股文彦君登壇〕

○40番（猪股文彦君） あと少しですので、我慢してください。

発議案第 6 号

佐渡市議会観光問題等調査特別委員会の設置について

佐渡市議会観光問題等調査特別委員会の設置について地方自治法第110条及び佐渡市議会委員会条例第6条の規定により別紙のとおり提出する。

平成16年 5 月 7 日

提出者	佐渡市議会議員	猪 股 文 彦
賛成者	佐渡市議会議員	石 塚 一 雄
〃	〃	大 桃 一 浩
〃	〃	稲 辺 茂 樹
〃	〃	祝 優 雄
〃	〃	金 子 克 己
〃	〃	近 藤 和 義
〃	〃	小 田 純 一
〃	〃	本 間 千 佳 子

佐渡市議会観光問題等調査特別委員会の設置について

地方自治法第110条及び佐渡市議会委員会条例第 6 条の規定により、次のとおり佐渡市議会観光問題等調査特別委員会を設置するものとする。

記

1 特別委員会の名称

佐渡市議会観光問題等調査特別委員会

2 付託事項

佐渡観光の振興・発展策に関すること

3 委員の定数

15人

4 期 間

調査終了までの期間とし、議会閉会中も活動を行う。

5 費 用

予算の範囲内

提案理由の説明、発議案第6号 佐渡市議会観光問題等調査特別委員会の設置についての提案理由を申し述べます。低迷する佐渡観光は、島内経済に与える影響が大きく、新市の財政にも深刻な問題となっています。今後の観光の振興策のため調査、検討の必要があり、地方自治法第110条及び佐渡市議会委員会条例第6条の規定により、佐渡市議会観光問題等調査特別委員会の設置を提案するものであります。よろしくご賛同のほどお願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております発議案第6号は、佐渡市会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案第6号は委員会への付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略します。

引き続き会議で審議を行います。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議案第6号を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案第6号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議会議第6号

○議長（浜口鶴蔵君） 議会議第6号 佐渡市議会観光問題等調査特別委員会委員の選任についてを議題と

いたします。

暫時休憩します。

午後10時30分 休憩

午後10時30分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。佐渡市議会観光問題等調査特別委員会の委員の選任については、佐渡市議会委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 異議なしと認めます。

したがって、佐渡市議会観光問題等調査特別委員会委員はお手元に配付した名簿のとおり選任することに決定しました。

暫時休憩します。

午後10時31分 休憩

午後10時31分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に行われた佐渡市議会観光問題等調査特別委員会における正副委員長の互選の結果について報告します。

委員長 36番 渡邊庚二君

副委員長 16番 末武栄子さん

以上です。

日程第10 発議案第7号

○議長（浜口鶴蔵君） 発議案第7号 佐渡市議会新市建設計画等調査特別委員会の設置についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

猪股文彦君。

〔40番 猪股文彦君登壇〕

○40番（猪股文彦君）

発議案第7号

佐渡市議会新市建設計画等調査特別委員会の設置について

佐渡市議会新市建設計画等調査特別委員会の設置について地方自治法第110条及び佐渡市議会委員会条例第6条の規定により別紙のとおり提出する。

平成16年5月7日

提出者 佐渡市議会議員 猪 股 文 彦

賛成者	佐渡市議会議員	石 塚 一 雄
〃	〃	大 桃 一 浩
〃	〃	稲 辺 茂 樹
〃	〃	祝 優 雄
〃	〃	金 子 克 己
〃	〃	近 藤 和 義
〃	〃	小 田 純 一
〃	〃	本 間 千 佳 子

佐渡市議会新市建設計画等調査特別委員会の設置について

地方自治法第110条及び佐渡市議会委員会条例第6条の規定により、次のとおり特別委員会を設置するものとする。

記

1 特別委員会の名称

佐渡市議会新市建設計画等調査特別委員会

2 付託事項

新市建設計画の調査・研究に関すること

3 委員の定数

15人

4 期 間

調査終了までの期間とし、議会閉会中も活動を行う。

5 費 用

予算の範囲内

提案理由の説明、発議案第7号 佐渡市議会新市建設計画等調査特別委員会の設置についての提案理由を申し述べます。新市建設計画が策定され、公共施設の建設、道路、港湾等の整備を行うことになっていきます。このため、同計画について調査、検討する必要があるため、本委員会の設置を提案するものであります。よろしくご賛同のほどお願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております発議案第7号は、佐渡市会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案第7号は委員会への付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略します。

引き続き会議で審議を行います。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議案第7号を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案第7号は原案のとおり可決されました。

日程第11 議会議第7号

○議長（浜口鶴蔵君） 議会議第7号 佐渡市議会新市建設計画等調査特別委員会委員の選任についてを議題とします。

暫時休憩します。

午後10時36分 休憩

午後10時36分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。佐渡市議会新市建設計画等調査特別委員の選任については、佐渡市議会委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 異議なしと認めます。

したがって、佐渡市議会新市建設計画等調査特別委員会委員はお手元に配付した名簿のとおり選任することに決定しました。

暫時休憩します。

午後10時37分 休憩

午後10時37分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に行われた佐渡市議会新市建設計画等調査特別委員会における正副委員長互選の結果について報告します。

委員長 48番 近藤和義君

副委員長 9番 金田淳一君

以上です。

日程第12 発議案第8号

○議長（浜口鶴蔵君） 発議案第8号 佐渡市議会行財政改革等調査特別委員会の設置についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

猪股文彦君。

〔40番 猪股文彦君登壇〕

○40番（猪股文彦君）

発議案第8号

佐渡市議会行財政改革等調査特別委員会の設置について

佐渡市議会行財政改革等調査特別委員会の設置について地方自治法第110条及び佐渡市議会委員会条例第6条の規定により別紙のとおり提出する。

平成16年5月7日

提出者	佐渡市議会議員	猪 股 文 彦
賛成者	佐渡市議会議員	石 塚 一 雄
〃	〃	大 桃 一 浩
〃	〃	稲 辺 茂 樹
〃	〃	祝 優 雄
〃	〃	金 子 克 己
〃	〃	近 藤 和 義
〃	〃	小 田 純 一
〃	〃	本 間 千 佳 子

佐渡市議会行財政改革等調査特別委員会の設置について

地方自治法第110条及び佐渡市議会委員会条例第6条の規定により、次のとおり特別委員会を設置するものとする。

記

1 特別委員会の名称

佐渡市議会行財政改革等調査特別委員会

2 付託事項

新市行財政計画の方策に関すること

3 委員の定数

15人

4 期 間

調査終了までの期間とし、議会閉会中も活動を行う。

5 費 用

予算の範囲内

提案理由の説明、発議案第8号 佐渡市議会行財政改革等調査特別委員会の設置についての提案理由を申し述べます。新市における財政は厳しいものが予想され、それに伴う行財政の調査、検討が必要であり

ます。よって、本委員会の設置を提案するものであります。よろしくご賛同のほどお願いいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております発議案第8号は、佐渡市会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案第8号は委員会への付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略します。

引き続き会議で審議を行います。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議案第8号を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案第8号は原案のとおり可決されました。

日程第13 議会議第8号

○議長（浜口鶴蔵君） 議会議第8号 佐渡市議会行財政改革等調査特別委員会委員の選任についてを議題とします。

暫時休憩します。

午後10時42分 休憩

午後10時42分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。佐渡市議会行財政改革等調査特別委員の選任については、佐渡市議会委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付した名簿のとおり指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 異議なしと認めます。

したがって、佐渡市議会行財政改革等調査特別委員会委員はお手元に配付した名簿のとおり選任することに決定しました。

暫時休憩します。

午後 10 時 43 分 休憩

午後 10 時 43 分 再開

○議長（浜口鶴蔵君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に行われた佐渡市議会行財政改革等調査特別委員会における正副委員長の互選の結果について報告します。

委員長 55番 渡部 幹雄君
副委員長 42番 本間千佳子さん
以上です。

日程第 14 発議案第 9 号

○議長（浜口鶴蔵君） 次に、発議案第 9 号 佐渡市職員定数条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

猪股文彦君。

〔40番 猪股文彦君登壇〕

○40番（猪股文彦君）

発議案第 9 号

佐渡市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市職員定数条例の一部を改正する条例を地方自治法第112条及び佐渡市議会会議規則第14条の規定により別紙のとおり提出する。

平成16年 5 月 7 日

提出者	佐渡市議会議員	猪 股 文 彦
賛成者	佐渡市議会議員	石 塚 一 雄
〃	〃	大 桃 一 浩
〃	〃	稲 辺 茂 樹
〃	〃	祝 優 雄
〃	〃	金 子 克 己
〃	〃	近 藤 和 義
〃	〃	小 田 純 一
〃	〃	本 間 千 佳 子

佐渡市職員定数条例の一部を改正する条例

佐渡市職員定数条例（平成16年佐渡市条例第38号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「6 人」を「8 人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由、本案は佐渡市議会の議会事務局を充実、強化するため、事務局職員の定数を現行の6名から2人増員し、8名とするため、職員定数条例の一部を改正するものであります。ご賛同のほどよろしくお願いいいたします。

○議長（浜口鶴蔵君） これから質疑を行います。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております発議案第9号は、佐渡市会議規則第37条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案第9号は委員会への付託を省略することに決定しました。

委員会の付託を省略します。

引き続き会議で審議を行います。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発議案第9号を採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案第9号は原案のとおり可決されました。

日程第15 議会議第9号

○議長（浜口鶴蔵君） 議会議第9号 佐渡市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

お諮りします。議会推薦の農業委員は1人として、南壽美男君を推薦したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 異議なしと認めます。

したがって、議会推薦の農業委員は1人とし、南壽美男君を推薦することに決定しました。

日程第16 委員会の閉会中の継続審査の件

○議長（浜口鶴蔵君） 委員会の閉会中の継続審査の件についてを議題とします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第103条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることにご

異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浜口鶴蔵君） 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長及び議会運営委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

○議長（浜口鶴蔵君） 市長よりあいさつを求めます。

市長。

〔市長 高野宏一郎君登壇〕

○市長（高野宏一郎君） では、一言ごあいさつ申し上げます。

今日は、記念すべき佐渡市発足の初議会におきまして、提案しました議案についてすべてご承認いただき、大変ありがとうございました。本臨時会終了するに当たり、佐渡が大きくもやいを解いて船出を始めたような気がいたしております。来週からは、16年の予算編成に早速取りかかり、6月議会にはぜひ皆さん方のご審議をいただくということになります。交付税の減額等、財政運営については非常に厳しい折がらではございますが、効率的な財政運営により、合併協議会で計画された事業等につきましてはできるだけ対応したいというふうに考えております。

さて、26日に全員協議会でご報告しました小木地区のがけ崩れにつきましては、地域振興局と小木支所で当時の24時間体制の応急工事を行い、雨よけのシート等も張り終えました。現在では通常の警戒態勢をとらせていただいております。

今回の臨時議会で私始め執行部職員まことにふなれなために審議が遅れまして、議員の皆さんには本当にご迷惑おかけしました。そのことをおわび申し上げます。さらに、夜半まで審議をいただいて、会期内に終了させていただきましたこと心から御礼申し上げ、ごあいさつにかえさせていただきます。本当にどうもありがとうございました。

○議長（浜口鶴蔵君） これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成16年第1回佐渡市議会臨時会を閉会いたします。

午後10時52分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成16年5月7日

臨時議長 渡 邊 庚 二

議 長 浜 口 鶴 蔵

署 名 議 員 松 本 展 国

署 名 議 員 加 賀 博 昭